

たつの市立神部小学校いじめ防止基本方針

たつの市立神部小学校

1 本校の方針

本校は、「人権尊重の理念のもと、知・徳・体の調和のとれた児童の育成」「ふるさと“神部”に誇りと愛着を持ち、心豊かで自立した児童の育成」を教育目標として、「よく学ぶ神部っ子」「仲のよい神部っ子」「いつも元気な神部っ子」「自立する神部っ子」をめざす児童像として育てようとしている。

すべての児童が安全・安心に学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ迅速に解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、「どの学校・どの学級でも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるいじめを許さない風土を作り、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、日常的な教育相談体制や生活指導体制等を充実させるための「いじめ対応チーム」を中心とした校内指導体制を組織する。そして、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開していく。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見を目指す為に、教職員によるチェックリスト並びに児童によるアンケートを実施していく。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめ防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修等、年間の指導計画を別に定める。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けて、組織的に取り組んでいく。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条で、第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」とされている。

第1号については、いじめを受ける児童の状況で重大事態と判断する。児童が自殺を企図した場合はもちろん、暴力行為等により身体に重大な傷害を負った場合や金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断し適切に対応する。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、たつの市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、たつの市教育委員会の判断により、たつの市教育委員会が設置する附属機関で対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざし、開かれた学校となるよう情報発信に努める。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、PTA総会や学校行事などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取することにも留意する。

附則

この規則は平成31年4月1日より施行する。